

伝承としての近親婚（一）

—日本古代における「王家」の問題—

阿 部 寛 子

一 はじめに

「記紀の伝承のなかで、最も精彩に富む筆致の話のひとつがサホビメ物語であるといえるが、この悲劇的伝承のもつ意味は単純ではない。」

垂仁記の意図が、「有徳の垂仁⁽¹⁾像」、あるいは「天皇の超絶性⁽²⁾」を描くところにあるにしても、この「叙情的脚色」をもつ散文が、ある特異な皇后像を描き出していることに異論はあるまい。そうした皇后像の理解のために、やはり解決したく思うのは、從来から論争のある、サホビコ・サホビメという兄妹の関係をどう読み解くかという問題である。その点に関して、すでに前稿⁽³⁾でその一端を述べたが、本稿ではそれを補いつつ改めて問題点のみ取上げ、再考してみたい。

この物語を、古代的な兄妹の絆という、オナリ神信仰によって読み解く倉塙氏⁽⁴⁾の説が今なおかなりの支持を得ているようだが、実態としてのオナリ神信仰、あるいはヒメヒコ制という問題と、伝承のレベルの問題は、やはりきちんと区別して考えられねばならないだろう。その意味において、古代あるいはオナリ神信仰において、兄と妹が宗教的な強い紐帶で結ばれていたというのは、「宗教的習俗的な兄と妹との関係性は、現実のレヴェルではそのとおりだが、それが神

話や説話として表現されてゆくときには兄妹婚（兄と妹との性的関係）によって語られてゆく場合が多い。つまり、宗教的な兄妹の紐帶は、兄妹婚というかたちで表現をかくとくしうるのだ。」という三浦氏の指摘は重要な意味をもつ⁽⁵⁾。

一方、祭り＝女、政＝男という図式が常識的になつてゐる記紀の通念を見直すべきという、柳田以来の「妹の力」への反論が先頃なされた⁽⁶⁾ように、こうした問題が改めて検討されるべき時が来たとおもわれるが、その検証はともかくとして、このサホビコ・サホビメの場合も、その読みは、記紀の文脈、あるいはその伝承の論理のレベルでなされるべきであることを改めてここで強調しておきたい。

倉塙氏が、柳田のいう「妹の力」、すなわち妹の靈的優位の問題を古代の文献にあとづけようと、例証としてあげた記紀の和迩臣口子・妹口姫に始まる兄と妹、あるいはヤマトタケルとヤマトヒメというオバとオイの関係にみられる、妹やオバという女性達がいすれも兄や甥という男たちの力になろうとしていること、それ自体は間違いではないだろうが、支配者レベルでこの絆を軸として成立したのが「政治的宗教的支配権の兄妹（姉弟）による分掌体制」であるヒメ・ヒコ制であったという時、その支配者とは、地方豪族のレベルばかりではなく、中央王権、すなわち「大王」レベルのことともいうのだろうか。

確かにことはいえないまでも、記紀・風土記にみられるヒメ・ヒコの例は、地方における族長層のヒメ・ヒコ体制を伺わせるものといえるかもしれない。しかしながら、そのことは、古事記の、すなわち天皇家の伝承としての、大王の統治の論理のなかに持ち込めることなのだろうか。仮に日本古代に、沖縄にみられるオナリ神信仰、妹が兄を守護するという古代的兄妹の絆の存在を認めるにしても、その兄妹の絆の論理で、「天下」統治をしようとしたサホビコ・サホビメ伝承を読みとけるのだろうか。

すでに前稿で述べたように、この伝承も「兄妹婚」の視点から読まれるべきであると思うが、古代における「近親婚」の伝承は、記紀だけでなく、天智天皇の孫にあたる桓武天皇の場合にもみられるもので、本稿ではそこまでを視野にいれて、古代における天皇家の近親婚の問題を、伝承という視点から考えることとする。

二 「兄妹統治」と天皇の婚▽

〔記〕……沙本毘賣の命の兄、沙本毘古の王、そのいろ妹に問ひて、「夫と兄と、いづれか愛しき」といへば、「兄ぞ愛しき」と答へ曰ひき。しかして、沙本毘古の王謀りて曰ひしく、「汝、まことに、吾を愛しと思はば、吾と汝と天の下治めむ」といひて、すなわち八塙折の紐小刀をつくりて、その妹に授けて……（垂仁記）

〔紀〕……皇后の母兄狭穂彦王、謀^{みかどかたぶけむとはか}反^{そむく}りて、くにを危めむとす。よりて皇后の燕居すを伺ひて、語りて曰はく、

「汝、兄と夫と孰か愛しき」といふ。是に、皇后所問ふ意趣を知しめさずして、すなはちこたへて曰く、「兄ぞ愛しき」といふ。……

「是をもちてねがはくは、吾あまつひつぎしらさば、必ず汝と天下に照臨まむ……願はくは我が為に天皇を殺しまつれ」といふ。（垂仁四年九月）

問題の発端は冒頭にある。前稿でもふれたが、再び「吾と汝と天下治めむ」の意味について検討してみたい。

「吾と汝と」というのは、兄妹によるいわゆるヒメ・ヒコ統治、つまり、夫婦ではない、兄妹という対等の関係をもつて、「天下」を治めようという意味なのだろうか。サホビコがねらうのは、倉塙氏のいう「政治的宗教的支配権の兄妹による分掌体制」に基づく、中央王権を出現させることだったのだろうか。

その点に関して、つとに三谷栄一氏^⑦が

本来の大和朝廷には、同母の彦姫制度的な近親相姦においてのみ、聖なる王権として出現する政治形態があつたといえよう

といわれたことは注目されるが、ここでいう、「同母の彦姫制度的な近親相姦」による政治形態が、実際にあつたのか否かという点については不明という他はない。しかし氏の指摘は、オナリ神信仰に基づき、兄妹の絆以上のものを否定す

る立場によつてこの説話を読み解こうとする立場とは一線を画すものといえよう。サホビコ・サホビメ伝承を記紀の文脈のなかで忠実に読む限り、そうした統治形態は、大王の統治の問題としてありうべき形態であったと考えざるをえない。仮に古代において兄妹による二重統治形態があつたにしても、そのあり方は、地方の族長層と中央王権で等しいはずはないと思うからである。

右の一文について、書紀は、「吾あまつひつぎしらさば、必ず汝と天下に照臨まむ」とはっきり兄の登極を記している。古事記の簡略なセリフに説明を加えたかたちが書紀であるようだが、それによれば、「汝と天下に照臨まむ」というのは、やはり、天皇・皇后という位相を示すものだらう。「天下」とは、すでに遠山一郎氏^⑧が詳しい検討をしているように、天皇の統治を意味する表現だ。すでに後の位相にあるサホビメに、天皇を殺せとサホビコは命じる。サホビコが、狙うのは、皇位であり、そこに想定されたであろう統治の形態とは、兄妹による天皇（大王）・皇后（大后）という統治形態の出現であつたはずだ。もちろん、そのことをもつて、近親婚が許されていたと考えるべきではない。それは日本古代の王権の特殊性として考えられるべきことである。ともあれ、このサホビコ・サホビメ伝承は、「兄妹統治」が前提になつていているというより、兄妹による大王・大后という統治形態が前提となつていると考えなければならない。

いわゆる古代の「兄妹の紐帯」というのは、「妹が兄を守護する」という意味あいで考えられており、右に述べた倉塙氏は、サホビコ・サホビメの関係に兄妹以上の愛情の存在をはつきり否定する。

しかしながら、記紀の文脈でみる限り、サホビメ伝承をめぐる兄妹統治の問題は、大王の「婚」の問題を抜きには考えられないはずだ。王にとっての「婚」は、大きな意味をもつからである。記紀の王権の位相においては、ヒミコとの男弟のような関係をもつて、王の伝承を読み解くわけにはいかない。

記紀には多くの天皇の婚姻説話をあり、その背後には天皇が地方豪族と婚姻関係を結びながらかれらを服属させていくという政治的な現実が隠されているといわれるが、天皇の婚の意味を象徴的に考えるなら、こうした政治的現実に加えなければならない意味もある。

初代君主、神武天皇の場合。東征の果てに、神武が大后（皇后）イスケヨリヒメを娶ることによつて神武天皇の巻が閉

じられるのは、記紀ともに同じ手法であるが、書紀はその伝承に紙幅をさかないものの、大后を娶った後に、即位をし、古事記は、即位後に成婚のことを大きくとりあげている。いずれにしても、その意味は、大きい。^{ヘ妻まぎ}による大后の獲得を通して、皇位継承の御子出生に、王権の永続性を保障する行為をみる青木氏の論^⑨。また、三輪山は天皇靈のこもる聖地であるとし、「神武紀に、この三輪山の祭神大物主の女、イスケヨリヒメを娶ってから神武が即位している」のは「三輪の大物主の女を妻とすることが^{ヘ天皇靈}獲得の象徴化であり、それによって大王の聖なる資格を得る、といふ筋書き」ではないかという岡田精司氏の論^⑩。こうした婚姻伝承の意味に加えてなお、^{ヘ王の婚}には一貫する象徴的な意味があることは、すでに繰り返し述べて来たとおりである。あえていうなら、姉石長ヒメの永遠性を排除し、弟木之花咲夜比売の呪力のみを取り込むことによって天皇のいのちの有限性を語ろうとしている木之花咲夜比売の神話は、天孫が、婚によって女性の呪力をとりこみ、地上を支配していくことを意味するものもあるし、さらに、嫡妻がいるにもかかわらず、なお理想の女性を求めて求婚の旅に出る大国主の伝承は、王とは、女性たちのもつ偉大な呪力を「婚」によって取り込みつつ王としての威力を得ていく存在であることを物語る。同じく神武の場合も、すでに日向のアヒラヒメを后としていたにもかかわらず、三輪山の神の娘を大后として娶ったことは、その呪力をとりこむことが初代君主として不可欠のことであったからだ。

すなわち、王が王として君臨する威力は、女性たちとの「婚」をもって表現されているともいえのである。すなち、中央王権を担う王たるものは、大后を娶ってこそ大王としてヤマトに君臨できるという論理をそこにつみることができる。こうした、大王の婚の論理を前提にして、サホビコの話もまた、読み解かれなければならない。

再びサホビコ・サホビメに戻ろう。

「夫と兄といづれか愛しき」といへば「兄ぞ愛しき」

という時、「愛し」という表現は、夫に対して、あるいは兄に対しても同等に使われているものと理解すべきだが、ここではもちろん兄への「愛し」が優先されていることになる。すなわち、この二人は兄妹を越えた「愛し」き縛で結ばれていたと考えるべきではないだろうか。そして、「愛しき」という時、まさに、コト（言）はコト（事）であったと理解すべ

きではないのだろうか。

記紀には、ヘ婚の表現が、きわめて唐突にあらわれる場合がある。

根の国を訪れたオホナムチは、「スセリビメ出で見て、目合して相婚ひたまひて」とあるように、スセリビメに合うや早々に、情を通じ結ばれる。大国主が根の国での試練を克服できたのは、ほからぬ嫡妻スセリビメからさまざま呪力を与えられたおかげであるが、そのためには、まず何はともあれ、「相婚」という表現によつて根の国の女性の持つ特別な力を取り込むことを語ることが必要だったのだ。冒頭の名が「オホナムチ」であり、右の「相婚」につづいてすぐ名が「アシハラシコヲ」と変わるもの、「シコメ」としてのスセリビメの呪力を取り込んだ結果であるはずだ。

また、女鳥王と隼別の場合には、「徳天皇の求婚を受けながらも、大后的嫉妬を恐れて求婚を拒否した女鳥王は、「汝の妻にならむといひて、即ち相婚ひましき」と、隼別と結ばれる。

①目合して相婚ひたまひて

②汝の妻にならむといひて、即ち相婚ひましき

こうした簡潔な表現は、古事記の特色の一つであるが、前者は「目」によつてたがいに意思が通じあつた結果、後者は「ことば」によつて意思を伝えたのち、ただちに「相婚」に至つていると表現されているものである。

ひるがえつてサホビコ・サホビメの場合、もちろん右の例と同じではないのだが、こうした、情や言葉がただちに行ひるがえつて表現される古事記の論理を念頭におくなら、「兄ぞ愛しき」というサホビメのことばをうけて、「まことに、吾を愛しと思はば、吾と汝と天の下治めむ」と妹にいうサホビコの言葉には、ある含みがあるのでないかと思われてくる。「吾と汝と天の下治めむ」が、すでに述べたように、「大王・大后」として天下を統治しようという意味であるなら、そこには当然「婚」の意味が含まれているとみるべきではないか。続いて文脈にあらわれる言葉は、妹に「八塩折りの紐小刀」を授けることであるのだが、水面下に「即ち相婚ひましき」の意があつたとしても不思議はない。もちろん二人が兄妹である以上、「相姦」というべきかもしないのだが。

皇位をねらうサホビコは、兄妹の絆を超えたより強力な絆を求めて、イロモを謀反に導いていったと考えるほうがむ

しろ文脈の意に叶うのではないだろうか。

こうした解釈をふまえるなら、「もしこの御子を天皇の御子と思ほしめさば、治め賜ふべし」というサホビメの言葉は俄に精彩を帶びてくるはずだ。このサホビメの言葉を「自分の子ではなくサホビコの子であるかもしないという疑いを天皇が抱いているかもしないという予想のもとに発せられた」と解釈したのは、卓見であった。こうした曖昧ともいえる表現でしか「人の関係が語られていないのは、兄妹婚が当代において忌避されていたことというより、むしろ「吾と汝と天の下治めむ」で、すべて理解できたという事情によるものではないのだろうか。もちろん、謀反そして禁忌侵犯の行為をしたサホビコは、結局は滅びる運命にあった。サホビメの方は、皇后として「罪」から逃れられる位相にはいたようだ。垂仁の許しを得てなお、大后として生きながらえる道を捨ててなお、迷うことなく兄の後を追うサホビメの死の意味は、兄妹相姦の罪を犯したゆえの、自らの裁きであったと考えざるをえない。このサホビメの死の意味こそ、「愛しき」兄に殉じた妹の姿を示しているはずである。

もし、サホビコの謀反が成功していたならば、兄妹としての大王と大后という統治形態があり得たのではないか——それが、古事記の安康天皇の場合であると思われる。

三 桓武天皇と酒人内親王

古事記・人代の話で「相姦」のことを明瞭に記すのは、下巻輕太子の話である。他方、記紀の間で、伝承が異なるとして、安康天皇と同母姉長田大郎女との婚は従来無視されつづけてきたが、この例は、すでに述べたように古事記の神話的文脈の中で、王の近親婚の例として読まれるべきものだろう。ここでは、後の時代の例をとりあげてみる。

天智の曾孫にあたる桓武天皇が、同母妹酒人内親王を後宮に入れたことは、これまでもしばしば指摘されてきた。「近親相姦と神話」によつて、日本における近親相姦の文学的研究に端緒をひらいたともいえる西郷信綱⁽¹⁾氏は

ある時期の日本の宫廷に族内婚の傾向が強かつたことも、よく知られている。平安時代でも、源氏物語をよめばわかるように、ただひととの結婚は、宫廷の聖なる血を汚すことであった。そうかといって、無原則に族内婚がおこ

なわれていたわけではなく、そこでもやはり実の兄と妹との結婚——異母兄弟は別だが——は禁断されていた。と述べ、桓武天皇と酒人内親王の件は、「注」で触れ、例外的なものとして扱っているにすぎない。

また、夙に、「古代の結婚の常識を疑う」として、古代に近親婚の禁忌はなかったとされたのは吉永登氏〔12〕であるが、氏は、右の酒人内親王の例をあげるのはもちろん、さかのぼって、「相姦」を明記する輕太子の場合も、「令集解」の「戸令」に、「姦」は「凡そ先ず姦し後に妻妾と為す」とあるのを根拠に、それは「正當な手続きを経ないで結婚した場合に用いられる文字のようで、太子兄妹の場合も天皇の許しを得なかつたため」であるとする。もつとも、氏の論の主眼は、天智と間人皇后との場合を兄妹婚で考えようとするところにあるが、それを、イザナキ・イザナミ神話から皇太子および平安朝の天皇までを並列に扱い、習俗の問題として解こうとしたところに問題が残つた。

神話と習俗の問題を逆立するものとしてとらえた保坂達雄氏の新見〔13〕、さらに兄妹婚の論理を普遍化した古橋信孝氏の卓説〔14〕によって文学における近親婚の問題は解決されつつあるかにみえるが、いまひとつ残るのは、日本古代文学における「王」の問題であろう。神話において、兄妹婚を「理想婚」とみる古橋理論は動かないにしても、古代における「王」の近親婚の問題もまた神話的に解説する必要があるにちがいない。

古事記における安康天皇の同母姉長田大郎女との婚を古事記の正当な伝承と認め、古代の伝承における王の特別なケースとして（いわゆる例外という意味ではない）考るべきことは、すでに記したが、この桓武天皇の場合も、いくつかの伝承によって語られているケースであり、桓武・酒人の間を、異母兄妹とみなす論者もいる程で、事実のほどはわからない。そうした意味において、この場合も伝承としての近親婚という観点で考えてみる必要があるだろう。

人類学的にみれば、大林太良氏等によつて「王家の兄妹婚」は世界的にも広くみられることが、すでに報告されている。^{〔15〕} アジア・ヨーロッパ・アフリカ・オセアニア・アメリカといった世界的に分布するそれらの例をあげて、そうした王家の特別の習俗の意味は、宇宙の原理の体現者としての王という側面や、王家の血の純粹性を保つという意味などから説明されているが、「近親婚の禁止」という普遍的な規制を超越する」「王」のありかたというのは、普遍的原理として日本古代の場合にもあてはまるのではないのか。

軽太子と輕大郎女の場合、日本書紀に

……太子、つねに大娘皇女と合せむと念す。罪有らむことを畏りて黙あり。……ここに以為さく、徒に空しく死なむよりは、刑有りといふとも、何ぞ忍ぶこと得むとおもほす。遂にひそかに通けぬ。 （允恭二十三年三月）

とある以上、やはり、「兄妹婚の禁忌」は日本古代にあつたと考えざるをえない。「罪」の意識におののく筆致は、禁忌を犯す太子の心理を語つてあまりある。しかし、続いて事件（密通のこと）が発覚するや、「太子は、是儲君たり、加刑すること得ず」として、太子は罰せられず、皇女が伊予に流された、と書紀はいう（二十四年六月）。

皇太子が、「儲君」であるゆえに事は穩便にすまされたというなら、神としての位相にありうる「王」¹¹天皇もまた、否「王」こそ、「加刑」を超越しうる存在であるはずだ。

再び酒人内親王の場合に戻ろう。この、桓武・酒人の場合を伝える主な記録は「本朝胤紹運録」・「一代要記」・「東大寺要録卷十」等であるが、これらのなかでも、二人を同母とみなすか、あるいは異母とみなすかで、伝承は必ずしも一致してはいらない。

① 「本朝胤紹運録」

斎宮二品。桓武納之

母同桓武

② 「一代要記」〔光仁天皇、皇子・皇女の項〕

酒人内親王 母同山部

③ 「一代要記」〔桓武天皇、後宮の項〕

妃三品酒人内親王 天皇庶姊也 斎宮後天皇納之入腋庭寵幸第一也

④ 「東大寺要録卷十」、「行萬燈會事」

容貌妖麗柔質窈窕幼配斎宮 年長而還俄叙三品 桓武納之掖廷 龍幸方盛生皇子朝原内親王

為性倨傲情操不修天皇 不禁其所欲淫行彌增不能 自制 弘仁年中優 其衰暮 特授 二品 常於

東大寺 行萬燈之會 以為身後の資 繙徒普 之

右の資料のうち、桓武・酒人が同母であるとするのは、①と②であり、③は、桓武の「庶姉」とする。「庶姉」が異腹の姉の意であるとすると、この項の筆録者は、桓武と同母とは認めていなかつたということになる（野村忠夫『後宮と女官』、村尾次郎『桓武天皇』、林陸朗『桓武朝論』など、歴史家は同母妹とは認めず、異母姉としている場合がしばしばある）。

「一代要記」の成立の次第、あるいは筆録者ることは不明であるが、同じ書物のなかの、光仁記・桓武記のこの違いを伝承の混乱で済ますわけにはいかない。「庶姉」とあることをもつて、「同母」と記すことを間違いとするより、「同母」とある二つの伝承の重みを認めるべきであろう。

①の「本朝皇胤紹運録」は、「同母」と記すわけだが、この記録を遡って、記紀の時代をみてみると、本伝は「書紀」を中心に書かれ、古事記も参照していたらしいことがわかる。

軽大娘皇女の項には「容顔艶美」であること、太子と密かに通じたこと、よって伊予国に流されたことなどが記されるが、続いて

皇太子依 為 儀君 免罪。母同。

とあり、ここでも、兄妹相姦のことは、罪であるにもかかわらず、軽太子は、儀君であるがゆえに、「免罪」となったとしていることがわかる。その、同じ書が、①にみたように、桓武と同母である酒人皇女を、後宮に入れたと記し、「罪」のこともまったく触れていないのは、やはり「王」の特殊性と考えざるを得ない。

もちろん③の「庶姉」の記述がある以上、そうした「王の特殊性」が公然たるものとして認められていたわけではないだろう。③の「庶姉」は、やはり、禁忌を意識しての改竄であったか、とも考えられる。

①・②の「同母」とある記述を可能にしたものが、王の特殊性に帰因するとしても、もうひとつ注目すべきは、この酒人が、斎宮の任にあつたことである。任解けてから桓武の後宮に入ったことはすべてに共通する伝である。さらに「寵幸第一也」とあること、「容貌妖麗柔質窈窕」とあることなどは、軽大郎女を彷彿させるものもあるだろう。「妖麗」とは、あでやかにして麗しいことか。「寵幸方盛」とあるのも②の「寵幸第一也」と同意の表現であり、まさに、桓武に

あつく寵愛を受けた前斎宮として伝説的存在であったことをうかがわせる。

前斎宮で退下の後、後宮入りした最初の皇女は、光仁の皇后井上内親王であろう。聖武の第二皇女である井上は、伊勢在任二四年。光仁後宮への入内は三〇歳、不自然な結婚といわれているが、その理由の程は不明である。しかしながら、桓武・酒人の間に誕生した朝原内親王もまた幼くして斎宮の任につき、一二年在任の後に退下、その後平城天皇の妃となつており、井上・酒人・朝原と続く前斎宮の後宮入りは何らかの意味があつたと考えられる。

全斎宮の退下後の状況をみたうえでないと、確かなことは言えないが、天皇代として伊勢の皇祖神に仕える斎宮、すなわち厳しい潔斎の日々を過ごした「神妻」たちが、任解けたとはいえ簡単に「人妻」になつたとも思えない。天照大神の次に仕えるのは、神としての位相にあり得る天皇であつたということではなかろうか。

桓武・酒人の場合、兄妹婚は禁忌であつたに違いないが、その禁忌を超えた根拠となるものが「寵幸第一也」、「寵幸方盛」という表現である。それこそ、本来禁忌であるはずの同母の皇女が、後宮に入内することの理由であつたに他ならない。古くさかのばれば、記紀にいう軽大郎女・軽太子のタブー侵犯の恋物語に重なるものだろう。

桓武の後宮の記録に片や「天皇庶姉」とあり、光仁皇女の記録に「母同山部」とあるのは、この場合もやはり伝承としての近親婚と考るべきことを思わせる。古代における事実の程は不明としかいえないからである。しかしながら、同母でありつつ後宮入りし、桓武の寵愛をうけること第一であつたという前斎宮の伝承をのこさせたものは何だつたのかという時、前斎宮という酒人の聖性が注目されてくる。二人の間に誕生した朝原内親王もまた斎宮であつたというのもそのことをうかがわせるが、兄妹婚という禁忌を無化させたのは、そうした妹の聖性による古代の特殊なありかたではなかつただろうか。

四 おわりに

宗教的に優れた女性は古代においては、理想の女性であつたし、またしばしば男たちの争奪の対象となつて伝説的に語られる。

時代はくだつて、光仁・桓武朝の「衣通王」に準じる輝く女性が、酒人内親王であったということか。この酒人が、桓武に寵愛され後宮入りしたといつても、兄妹婚が許されていたとみるのは早計であつて、これはあくまで、古代「王家」の特殊な例である。酒人内親王が斎宮であり、その子朝原内親王もまた斎宮の任にあつたことをおもえば、そこに巫女的な血筋があつたろうことを認めざるをえない。

こうした例をみる限り、古代の「兄妹婚」伝承に登場する女性達はみな、巫女的存在であったということになる。軽大郎女も神女であったはずだし、サホビメもまた巫女的能力に優れた女性であつた。長田大郎女もまた同様である。伝説上は、こうした女性たちのもつ呪力が男たちを虜にしたともいえるし、また彼女たちの呪力を取り込むことによつて、王は王としての威力を得ていくことにもなつたのだろう。

皇后サホビメも皇太子である軽太子も、共にその罪から逃れることはできたが、自ら滅びの道を辿つていった。安康と桓武という「王」のみが事実上、罪から「逃れ」得たというのが、日本古代の「近親婚」の特色である。もちろんそれらは伝承のレベルで読まれるべきであると同時に、日本古代の「王」と「妹」の特殊性、すなわち神話的なありかたのなかで理解されなければならないだろう。

注

- (1) 矢島 泉『古事記』中・下巻の反乱物語』(『日本上代文学論集』)
- (2) 萩原千鶴『沙本毘賣・本牟智和氣物語の方法』(『記紀論集』)
- (3) 抽稿「伝承としての近親婚—『安康記』の意味するもの」(『調布日本文化』第五号)
- (4) 倉塚瞳子『巫女の文化』
- (5) 三浦佐之『古代叙事伝承の研究』
- (6) 溝口睦子「古代日本における巫女の問題」(『家族と女性の歴史』)
- (7) 三谷栄一「兄妹の恋」(『記紀万葉集の世界』)
- (8) 遠山一郎「アメノシタの用法」(『萬葉』一一三号)

- (9) 青木周平「古事記神武天皇成婚伝承」（国学院大学日本文化研究所紀要）
岡田精司『古代王権の祭祀と神話』
西郷信綱『古事記研究』
- (10) 吉永登『萬葉—文学と歴史の間』
- (11) 保坂達雄「兄妹婚—習俗と神話の構造試論」（『文学の誕生』所収）
古橋信孝『神話・物語の文芸史』
- (12) 大林太良「古代の婚姻」（『古代の日本』2 風俗と生活）
- (13) (14) (15)